

3 審議事項 「特定個人情報保護評価書の第三者点検について（健康増進事業（がん検診等各種検診）の実施に関する事務）」

発 言 者	発言要旨
会 長 事 務 局	本日の議題である審議事項「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」に関し、事務局に説明を求める。 本日の審議は、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性について、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第3条第1項に基づき諮問されたものである。 業務の名称は、「健康増進事業（がん検診等各種検診）の実施に関する事務」であり、当該事務について実施機関が評価を行った「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の適合性・妥当性について審議いただくものである。「特定個人情報保護評価の第三者点検について」に関し、担当課より説明させていただく。
情 報 政 策 課 事 務 局	・番号制度における「特定個人情報保護評価」の概要を説明。 続いて、審査方法について説明させていただく。 この第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の「適合性」及び「妥当性」を客観的に担保することとされていることから、点検にあたっては、資料5の「特定個人情報保護評価における第三者点検チェック表」を確認しつつ、担当課からの説明も踏まえた上で審議いただきたい。
情 報 政 策 課	審議いただくにあたり、今回審議いただく評価書が、重点項目評価書を廃止し、全項目評価書を新規作成するものであることから、まずは特定個人情報保護評価における評価書の種類について説明する。 特定個人情報保護評価書には、基礎項目評価書、重点項目評価書及び全項目評価書の3種類があり、対象人数及び取扱者数により、作成すべき評価書が定められている。対象人数が30万人以上の場合は、取扱者数に関わらず全項目評価書の作成が義務付けられている。 続いて、再評価を実施する理由について説明する。 本日審議いただく「健康増進事業（がん検診等各種検診）の実施に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」については、これまで重点項目評価書として公表を行ってきたものである。 この度、再評価を行う理由は、当該事務において、Public Medical Hubを活用した情報連携の開始を予定しているためである。その情報連携に伴い、事務の対象人数が30万人以上に増加することから、現在公表している評価書の内容に「重要な変更」が生じるため、再評価を実施するものである。

会 委 会 長 員 長	評価書の主な変更内容は、Public Medical Hub を活用した情報連携の開始に伴う運用の変更等の追加並びにそれに付随する特定個人情報の保管・消去及びリスク管理に関する内容等の追加を行ったものである。 適合性の項目は6点あり、指針に定める実施手続等に適合した保護評価を実施しているかについて審議いただきたい。 また、妥当性の項目も6点あり、保護評価の内容が「特定個人情報保護評価指針」に定める保護評価の目的等に照らし、妥当と認められるかについて審議いただきたい。 なお、適合性の6点については、実施主体や実施時期など形式的な内容となることから、まとめて説明させていただいたのち、質問を承りたい。 最初に適合性の1点目「適切な実施主体が実施しているか」についてであるが、地方公共団体の長である川口市長と記載しており、適切な実施主体が実施している。 2点目「しきい値判断に誤りはないか」についてであるが、Public Medical Hub を活用した情報連携に伴い対象者が18歳以上で川口市内に住所を有する約52万人となり、「10万人以上30万人未満」から「30万人以上」へ増加することから全項目評価が求められているものである。 3点目「公表しない部分は適切な範囲か」についてであるが、今回の評価書に非公開部分はない。 4点目「適切な時期に実施しているか」についてであるが、本市において令和9年1月以降に実データを用いたPublic Medical Hub への登録・検証の実施を計画しており、本稼働については令和11年度を予定している。 本日の第三者点検で審議いただいたのちに、評価書を公表する予定のため、適切な時期に実施しているものである。 5点目「適切な方法で広く住民等の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか」についてであるが、パブリックコメントを30日間実施しており、意見等の提出はなかった。 6点目「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか」についてであるが、事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し記載している。以上である。 1点目から6点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。
---	--

情報政策課		次に妥当性について説明する。 7点目「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか」についてであるが、事務担当課は保健部保健所健康増進課、所属長は健康増進課長であり、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる者である。
会 委 会	長 員 長	7点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。
情報政策課		8点目「特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。また、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか」についてであるが、資料3の評価書11～12ページにおいて、対象となる事務の内容と特定個人情報の流れを具体的に記載しているものである。 具体的な事務の内容については、健康増進課より説明する。
健康増進課		・健康増進事業（がん検診等各種検診）の実施に関する事務について、事務の内容と特定個人情報の流れを説明。
会 委 会	長 員 長	8点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。
情報政策課		9点目「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき特定しているか」についてであるが、資料3の28ページから41ページに記載している。例えば、目的外の入手が行われるリスクや不適切な方法で入手が行われるリスク等、事務の実態に基づきリスクの特定を行っている。
会 委 会	長 員 長	9点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。
情報政策課		10点目「特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か」についてであるが、9点目と同様に資料3の28ページから41ページに記載しているもので、例えば目的外の入手が行われるリスクでは、特定個人情報入手する際、検診（健診）実施機関において、本人確認を厳重に行い、本人以外の情報が記載されないように徹底すること、個人の特定には複数項目の情報を紐づけ、対象者以外の情報の入出力ができないようにすることなど、リスクごとに具体的に記載している。

会 委 会 情 報 政 策 課	長 員 長	10点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。 11点目「記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」についてであるが、国の第三者機関である個人情報保護委員会より公表されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」に則した対応を記載している。具体的には、「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」において、ID・パスワードにより閲覧・更新に制限をかけること、秘密保持契約を締結すること等である。
会 委 会 情 報 政 策 課	長 員	11点目について何か質問はあるか。 リスクへの対策が「特に力を入れて行っている」ではなく「十分に行っている」としている理由は何か。 「特に力を入れて行っている」は、国のガイドライン等で求められる措置に加え、市独自の措置を実施している場合に選択するものである。今回は個人情報保護委員会のガイドラインに沿った措置を実施したものであるため、「十分に行っている」としている。
会 委 会 情 報 政 策 課	長 員 長	他に質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。 12点目「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」についてであるが、評価書の表紙にあるとおり、住民の信頼確保のため、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するため、適切な措置を講じていることを宣言しているものである。
会 委 会 事 務 局 会 委 会 委 員	長 員 長 局 長 員 長 員	12点目について何か質問はあるか。 (なし) これまでの内容に対し、本日欠席の委員から何か意見はあったか。 意見はなかった。 説明のあった審議事項について、全体として意見はあるか。 (なし) 意見がないため、審議事項について、可否を問う。審議事項について承認することによいか。 (異議なし)

会	長	当審議会としては、諮問された「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」に関し、健康増進事業（がん検診等各種検診）の実施に関する事務において実施機関が作成した「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の内容の適合性・妥当性を第三者の立場で点検した結果、当該評価は適正であると認める。 また、この諮問に対する答申については、答申を作成するための審議、検討すべきことは終了していることから、答申作成のためだけに、改めて審議会を開催することはせずに、この場で答申についても審議したいと考えるがいかがか。
委	員	（異議なし）
会	長	では、答申に関する資料の配付をお願いする。
事	務	答申案を配付し、内容について説明する。
会	長	何か意見はあるか。
委	員	（なし）
会	長	それでは、答申については、案のとおり決定する。